

茅ヶ崎市財政健全化緊急対策

～人口減少期においても持続可能な行政経営を確保するために～

茅ヶ崎市

令和2（2020）年3月

目次

1	趣旨	1
2	茅ヶ崎市の財政の状況	1
	(1) 主な財政指標について	1
	(2) 歳出決算額の推移について	3
	(3) 歳入決算額の推移について	5
3	令和3年度から令和12年度までの長期財政見通し	5
4	対策の目標	7
	(1) 財政健全化緊急対策によって目指す姿	7
	(2) 対策の期間	8
	(3) 具体的な目標	8
5	財政健全化の基本方針	8
6	具体的な取り組み	9
	(1) 歳出削減策	9
	(2) 歳入確保策	11
	(3) その他財政健全化の取り組み	11
7	推進体制	12
	(1) 内部推進体制	12
	(2) 外部機関	12

1 趣旨

平成27年国勢調査に基づく人口推計によると、令和2年度をピークとして、茅ヶ崎市の人口は減少することが見込まれています。また、少子高齢化もますます進行し、生産年齢人口の減少が予測されています。

このような状況の中、本市の歳入の根幹である市税について、今後の大幅な伸びを期待することは難しい状況にあります。その一方で、歳出については、高齢福祉に係る経費や少子化対策のための子育て支援施策をはじめとした扶助費等の社会保障関係経費の増加が見込まれます。

また、耐震性に課題のある公共施設の再整備といった大型事業を現在の総合計画期間において積極的に実施したことにより、その財源として発行した市債の償還が本格化し、今後は公債費の増加が見込まれます。

令和3年度を計画初年度とする次期総合計画の計画期間は、このように大変厳しい状況が見込まれておりますが、そうした中であっても、先送りとなっている既存施設の修繕や改修、老朽化を踏まえた教育施設の再整備や、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するための事業など、今後求められてくる事業を実施計画に位置付け着実に推進していくとともに、後年度の世代に過度な負担を先送りすることなく、持続可能な行政運営を行うため、財政健全化に向けた緊急対策を集中的に進める必要があります。

こうした対策を進めることで、茅ヶ崎市自治基本条例第19条に定める計画的な財政運営を将来にわたって実現し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会を確立します。

○茅ヶ崎市自治基本条例 (財政運営等)

- 第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。
- 2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。
- 3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。

2 茅ヶ崎市の財政の状況

ここでは、決算数値から算出する財政指標のうち主なものや、歳入歳出決算額の推移等により、本市の財政の状況を分析します。

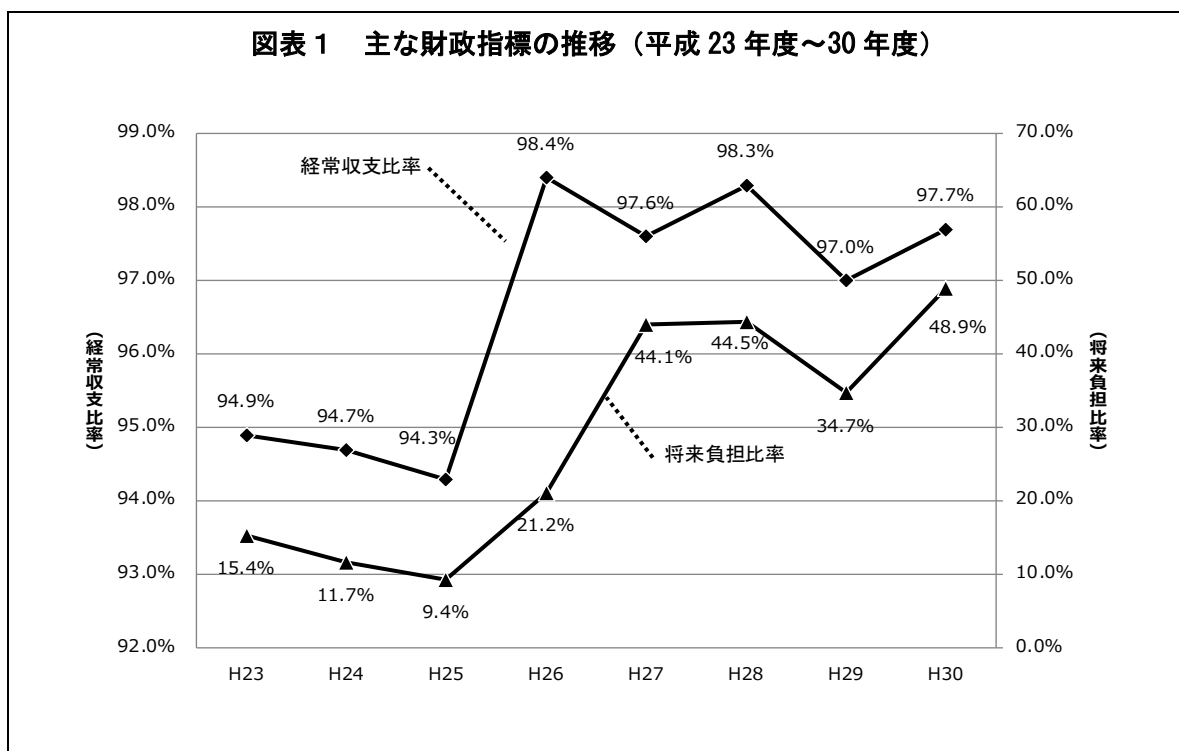
(1) 主な財政指標について

財政の健全化を示す一つの指標として「経常収支比率」があります。経常収支比率は、市税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経

常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合であり、地方公共団体の財政構造の弾力性を表す指標です。本市における経常収支比率は、現総合計画の初年度である平成23年度は94.9%でしたが、扶助費をはじめとした経常経費の増などの影響により徐々に数値が悪化し、平成30年度には97.7%(県内16市中11位)となるなど、財政の硬直化が進んでいます。

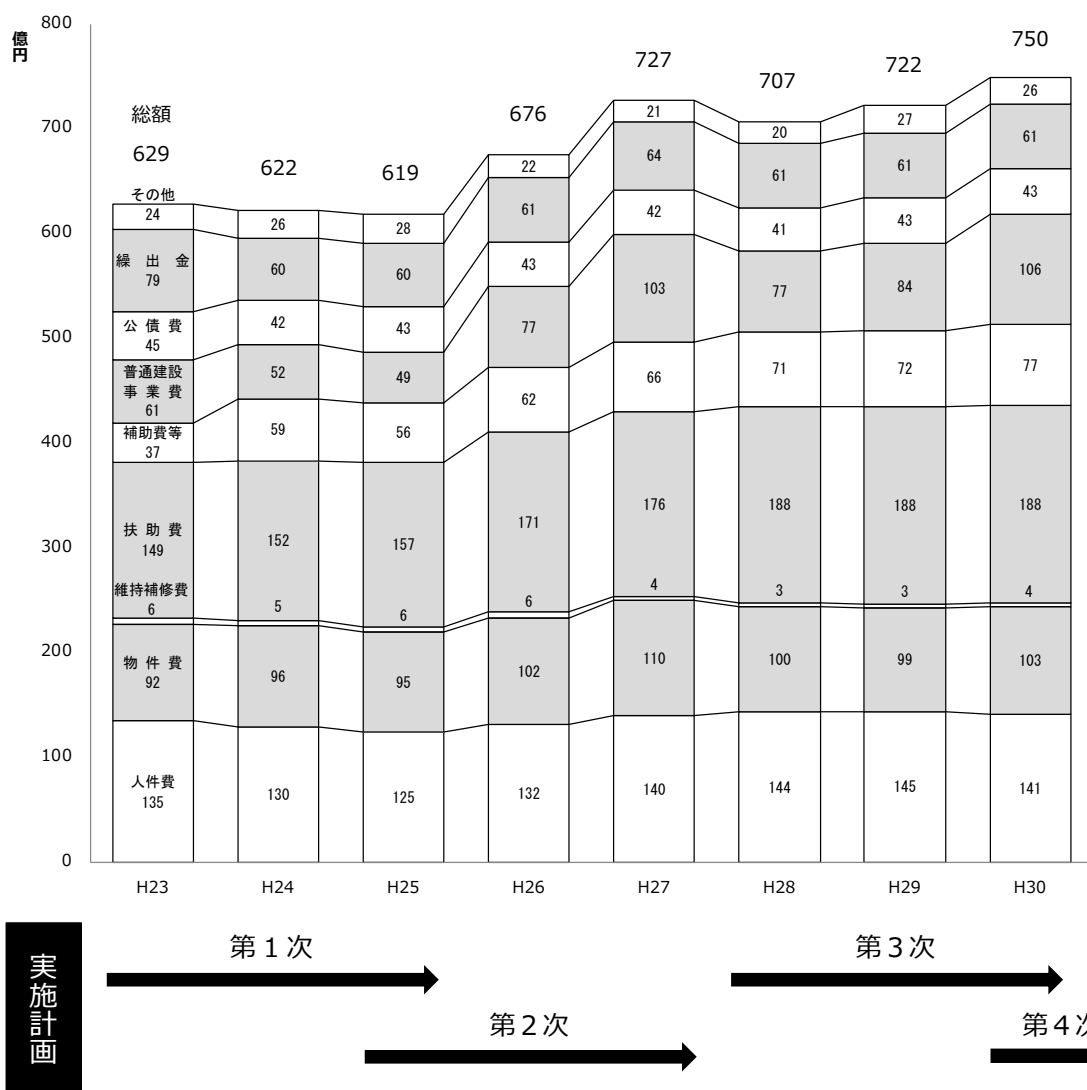
次に、自治体の財政の健全化を示す「健全化判断比率」のうち唯一のストック指標である「将来負担比率」です。将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことであり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。本市における将来負担比率は、平成23年度は15.4%でしたが、近年実施した大型事業の実施に伴う市債残高の増などにより、平成30年度には48.9%(県内16市中11位)となるなど、数値の悪化傾向が続いている状況です。

これらの財政指標の傾向から、①削減が困難な経常経費が増加することで財政の硬直化が進んでいること、②将来負担すべき債務が増加することで、さらなる硬直化が今後進行すること等が読み取れます。これらのことを踏まえると、今後はさらに厳しい財政運営を余儀なくされることが見込まれます。



(2) 歳出決算額の推移について

図表 2 歳出決算額経年比較（性質別）

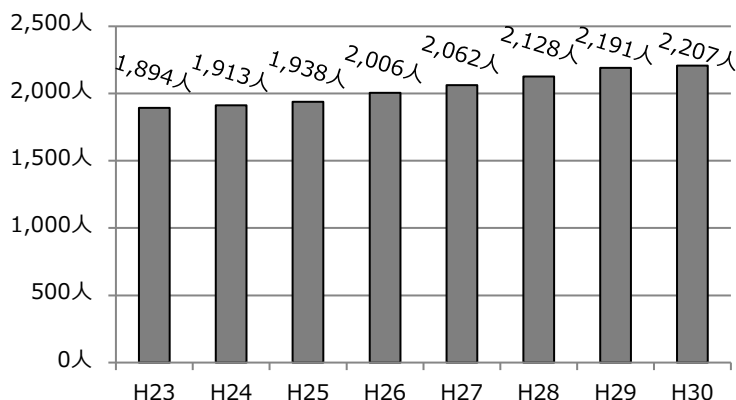


※総額を四捨五入しているため合計は一致しません。

ア 人件費

人件費については、団塊世代の退職に伴う平均年齢の低下や働きかたの見直しの取り組みによって、職員の一人当たり人件費は下がっています。一方で、全国的には職員数が減少している中、本市では、保健所政令市への移行や様々な行政ニーズへのきめ細やかに対応するために職員数が増加（平成23年度 1,894 人→平成30年度 2,207 人）した結果として、平成23年度の約135億円から、平成30年度には約141億円となっています。

図表3 職員数経年比較（各年度4月1日現在）



イ 扶助費

扶助費については、生活保護費をはじめとした社会保障関係経費が急激に増加し、平成23年度の約149億円から、平成30年度には約188億円と大幅に増加しています。なお、これらの増加傾向は本市特有のものではなく、全国的にも同様の傾向が見取れます。

ウ 公債費

公債費については、平成23年度の約45億円から、過去に借り入れた大型事業関連の市債に対する償還が進んだこと等により微減傾向が続き、平成30年度には約43億円となっています。平成30年度における本市の実質公債費比率（公債費の標準財政規模に対する割合）は0.5%であり、県内でも上位に位置しております。しかしながら、本市ではここ数年、施設の再整備や老朽化対策等により新たな市債の発行が急増しており、今後は公債費の大幅な増加が見込まれています。

エ 繰出金

繰出金については、平成23年度は約79億円でしたが、平成24年度の下水道事業の地方公営企業法適用以後はおおむね約60億円前後を横ばいで推移しており、平成30年度は約61億円となっています。今後は、団塊の世代が75歳に到達することによる医療給付費・介護給付費等の増加に伴い、繰出金の増加が見込まれています。

オ 補助費等

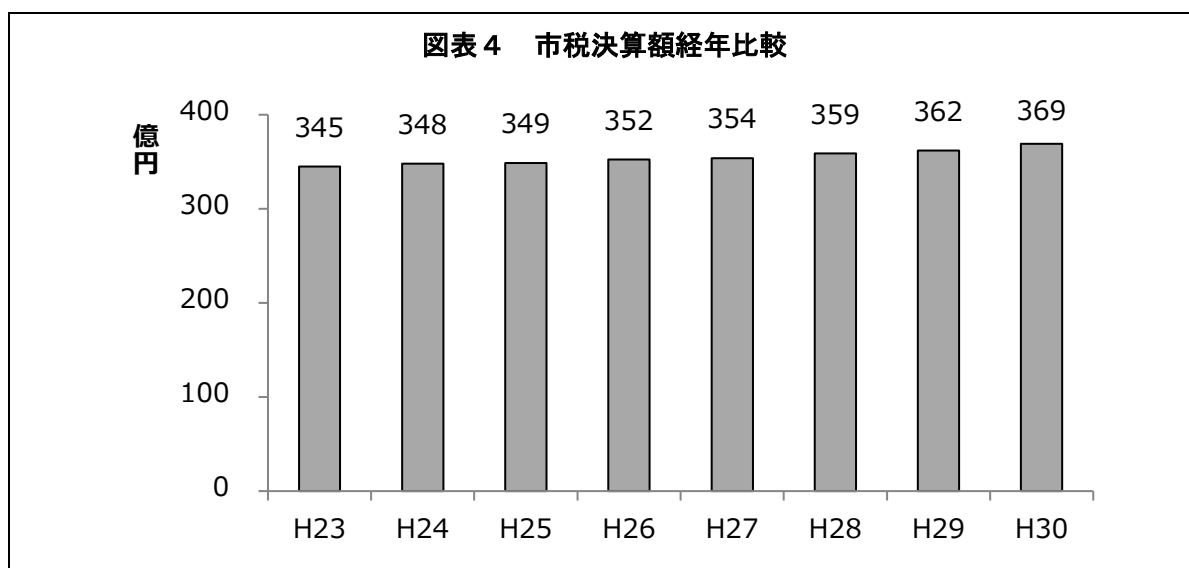
補助費等については、平成23年度は約37億円でしたが、平成24年度の下水道事業の地方公営企業法適用による増加や、保育園の待機児童対策に伴う補助金の増加等の

影響により増傾向が続き、平成30年度には約77億円となっています。

カ 物件費

物件費については、平成23年度は約92億円でしたが、新設した施設の管理運営経費の増やアウトソーシングの進行等により増加し、平成30年度には約103億円となっています。

(3) 歳入決算額の推移について



歳入の根幹をなす市税については、平成23年度は約345億円でしたが、近年は増加傾向が続き、平成30年度には約369億円となっていますが、歳出の増に見合うほどの伸びにはなっていません。

3 令和3年度から令和12年度までの長期財政見通し

項番2において前述したとおり、本市におけるこれまでの財政状況に関する分析を踏まえた中では、従来通りの行政運営を継続することを前提とした場合においては、経常経費の増嵩による財政の硬直化や、将来に渡って負担すべき債務の増加などが解消されず、相当に厳しい行政運営が想定されると言わざるを得ません。

財政健全化に向けた取り組み等が特段に講じられず、これまでと同様の行政運営が継続されると仮定した場合における、今後の財政の見通しは以下のとおりです。市税収入の大幅な増加が見込まれない中、大型事業の実施に伴う公債費の大幅な増加の影響が避けられない状況において、扶助費等の社会保障関係経費が近年並みに増加すること見込んだ場合、新規事業の実施はもちろんのこと、既存事業を継続することすら困難な状況が見込まれています。

図表 5 長期財政見通し（令和 3 年度～12 年度）

単位：億円

歳出	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人件費	153	159	154	154	159	156	158	156	157	154
扶助費	193	197	201	205	207	209	210	212	213	215
公債費	55	60	60	61	60	59	59	59	58	56
物件費	107	107	107	107	107	107	107	108	108	108
維持補修費	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
補助費等	96	98	94	97	98	99	100	100	100	99
普通建設事業費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
繰出金	71	72	73	74	75	76	77	78	81	83
その他	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
合計	712	729	725	733	742	742	748	750	754	752

単位：億円

歳入	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市税	356	359	361	356	358	358	353	353	353	347
交付金等	76	74	72	74	73	72	76	77	77	79
国県支出金	171	174	178	182	184	186	187	189	190	192
市債（事業債）	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
市債（特例債）	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
その他	52	53	53	53	53	54	54	54	54	54
合計	681	686	689	691	693	695	695	697	699	698

単位：億円

差引（歳入－歳出）	▲ 31	▲ 43	▲ 36	▲ 42	▲ 49	▲ 47	▲ 53	▲ 53	▲ 55	▲ 54
-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

【長期推計の前提条件】

- 歳入・歳出項目については、平成 28～30 年度決算・令和元年度予算（一部決算見込）を踏まえ、大型事業を含む政策的な新規事業は算入せず、経常的な経費や既に実施済みの既存事業のみを算入したベースとなる推計を行った。主な推計項目の詳細については、次のとおり。
- ・市税
市民税について、名目経済成長率（「中長期の経済財政に関する試算」内閣府作成・令和 2 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出）のベースラインケースにより推計するとともに、他の税目を含め、現時点までの税制改正の内容及び近年の徴収率の状況を見込み推計。ただし、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞に伴う市税の下振れリスクについては未反映。
 - ・地方交付税等
普通交付税の推計については、主に臨時財政対策債償還額増減、市税増減、地方消費税交付金増減及び幼児教育無償化影響額等を反映。特別交付税は一定額 60,000 千円。臨時財政対策債については、令和元年度決定額を踏まえ、一定額 20 億円とした。
 - ・人件費
令和元年度当初予算額をベースに、「次期基本構想を見据えた定数管理の考え方」（平成 29 年 4 月行政改革推進室策定）に基づく推計を計上。

・ 扶助費及び関連経費

令和元年度当初予算額をベースに、過去の事業費の伸び率や人口推計による対象者の増などを見込んだ推計を計上。なお、改正が明らかな場合を除き、現時点の法・制度を反映。

・ 公債費

平成30年度までの借入実績額、令和元年度9月補正までの額及び令和2年度借入予定額（「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画（平成30年3月策定）見込額」）に基づく推計を行うとともに、令和3年度以降については、**事業債ベース発行額5億円**、臨時財政対策債発行額20億円に基づき、推計。

・ 繰出金

各特別会計への繰出金について、法令や繰出基準に基づき、制度改正等による見直しの状況を反映し、推計。

このように、新規事業はもとより既存事業を継続する財源の確保も困難になるなど、相当に厳しい財政状況が見込まれる中においても、本市が持続可能な行政運営を継続していくためには、財政健全化に向けて、前例にとらわれない大胆な決断をしていく必要があります。

4 対策の目標

(1) 財政健全化緊急対策によって目指す姿

今後の社会情勢（人口減少期の到来や少子高齢化の進行）を踏まえ、本対策の取り組みによって目指す姿を次のとおりとします。

自治体運営を将来にわたり持続可能なものとするとともに、新たな行政需要に的確に対応することのできる体制を整える。

人口減少期の到来や少子高齢化の進行によって、本市の歳入の根幹である市税収入の伸びが期待できない一方で、扶助費等の社会保障関係経費の伸びが想定される中であっても、持続可能な基礎自治体運営を進めていかなければなりません。

また、そういった中であっても、現段階では予測しえないような新たな行政需要に対して、今後も的確に対応していかなければなりません。

そのためには、これまでの常識にとらわれることなく市役所における仕事のやり方を抜本的に見直すとともに、真に必要な事務事業への重点化や、新たな財源の確保策を積極的に行うなど、あらゆる手段を講じることにより、厳しい財政状況下であっても持続していくことが可能な、いわば「筋肉質」な行政運営体制を短期間で構築していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、先に掲げた目指す姿の実現に向けて、庁内一丸となって、財政健全化緊急対策を実行していきます。

(2) 対策の期間

項番 3 で示した長期財政見通しにおいて、令和 4 年度までに公債費が急増し、その後、高止まりすることが予測されています。このような大変厳しい財政推計の中にあっても、次期総合計画を着実に推進することができるよう早期に対策を進めていく必要があります。そのため、計画の前年度である令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間を対策の期間とし、集中的に取り組みを進めます。

計画期間

令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度まで

(3) 具体的な目標

先に掲げた目指す姿の実現に向け、具体的な目標として次のとおり定めます。

- | |
|--|
| ① 歳出削減と歳入確保の取り組みにより次期総合計画の計画期間中における財源不足（約 30 億円～ピーク時は約 55 億円）の解消 |
| ② 新たな行政需要にも的確に対応するために必要な政策的な経費の捻出 |



次期総合計画の着実な推進と堅実な財政運営の両立

5 財政健全化の基本方針

財政健全化の推進に当たっては、次の 3 点を基本方針とし、スピード感を持って対応していきます。

- | |
|--|
| ○ 既存の事業について、聖域を設けず、休廃止を含めたゼロベースでの見直しを行い、コンパクトな市役所を目指します。 |
| ○ これまでにない手法も視野に入れ、積極的な財源確保に努めます。 |
| ○ 市民生活への影響や職員に対する相当の負担が予想されるため、市全体で危機感を共有します。 |

6 具体的な取り組み

(1) 歳出削減策

本市ではこれまでも「時代に即した行政経営の基本方針 2017（C 3 成長加速化方針）」に基づく取り組み等、事務事業の見直しに向けた取り組みを進めてまいりました。しかしながら、今後さらなる厳しい状況が見込まれることを踏まえ、財政健全化の基本方針に掲げているように、既存事業について聖域を設けることなく、休廃止を含めたゼロベースでの見直しを行い、総人件費の削減を中心としたスリム化等を図ることにより、歳出を削減します。

ア 総人件費の削減

これまで本市では、職員の働きかたの見直しを実施し、既存の業務の平準化や標準化を行い、時間外勤務の削減等の一定の効果を上げてきました。しかしながら、今後、これまで以上に人件費の削減を進めるためには、膨大な労力をかけている内部管理事務や市民向けの行政サービスの提供体制など様々な業務の必要性や水準をゼロベースで見定めることで、業務量のダウンサイジング（縮小）を行い、一般行政職員、技能労務行政職員などの職員定数を削減していく必要があります。

また、職員定数の削減を進めるにあたっては、今後、生産年齢人口が減少し、人手不足が顕著となり本市の採用計画にも少なからずの影響を与えることが予想されることを踏まえ、内部管理事務の見直しはもとより、専門職の流動的な配置や、職制の見直し、先進的なICT（情報通信技術）の活用などあらゆる手段を用いて、適時適切な人員配置に努めていきます。具体的には、これらの手法を積極的に進めることを前提として、体制縮小に向けた「（仮称）茅ヶ崎市第5次定員適正化計画」を策定し、計画的に取り組を進めます。

イ 福祉的な事業を含む事務事業の見直し

これまでも、持続可能な行政経営の確立をめざし、福祉的な事業をはじめとして、事務事業の不断の見直しを行ってきました。引き続き、あらゆる政策分野においても聖域を設けることなく、事務事業の見直しを進めます。特に市が単独の財源で行っている全ての事業については、廃止を含めた検討をする対象とし、具体的に実施する目標年度を設定して、積極的に取り組みます。

ウ 民間活力活用 of 加速化

行政が直営で実施すべきか、あるいは民間を活用すべきか、費用対効果を十分に検討したうえで積極的に活用します。これまでの検討で費用対効果がなく、民間への委託等が困

難としてきた事務事業についても、委託業務の包括化や成果連動型の委託など発注方法や手法を工夫することにより、民間の参入機会を高め、民間活力の活用を加速化します。

エ 補助金の見直し

自治体は、公益上必要がある場合に、補助をすることができることとされており、特定の事業を促進するための手段として様々な政策分野で広く用いられていますが、一旦補助制度が作られると事業の継続性の観点から見直しが難しくなる例が散見されています。このことから、これまでも集中的に補助金の見直しを行ってきましたが、次に掲げる方針に基づき見直しを行います。

- ・市単独で実施している既存の補助金については、公益上の必要性を精査した上で、廃止、休止または削減とする。
- ・新規の補助金については認めない。
- ・予算の範囲内での補助を徹底し、補正予算等での対応は認めない。

オ 施設の見直し

自治体は、様々なニーズを踏まえ、住民の利用に供するため公の施設を設置し、管理運営を行っています。本市においても、急激に人口が増加した高度経済成長期を中心にこれまで多くの公の施設を建設し、市民の利用に供してきました。短い期間に集中的に整備を進めたことから、今後一斉に施設の更新期を迎え、多額の財政負担が見込まれます。そのため、現在の施設に対する市民ニーズを丁寧に捉え、施設の複合化・統合、民間への施設の譲渡、民間施設との複合化または廃止の検討を行います。

また、利用者ニーズを踏まえ、開館時間の短縮化など利用時間の見直しに取り組みます。

カ 内部管理事務や行政サービス提供体制の見直し

時代の変遷とともに増加し、膨大な労力を要している内部管理事務の徹底的な見直しを行います。また、窓口業務などの行政サービスの提供体制について、市民ニーズを丁寧に見定めた上で、その体制の見直しを検討するほか、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用などによる業務プロセスの簡素化を行い、業務量の削減に努めます。

キ 市債（臨時財政対策債除く）の適正管理

今後、年少人口と生産年齢人口の減少が見込まれることから、現世代の受益の負担を将来世代へいたずらに先送りすることは、将来世代一人当たりの負担を増幅させることになり、厳に慎まなければなりません。そのため、将来への負担が過大とならないように、市債による財源調達を適切に行います。

(2) 歳入確保策

今後、生産年齢人口が減少していくことが予想されるため、本市の歳入の根幹である市税の大幅な増加は、期待できません。そのため、滞納整理業務を強化し、市税収入を的確に確保するとともに、市税以外の収入確保策を講じることにより、歳入を確保します。

ア 税・保険料等徴収率の向上

市民負担の公平性の観点から、市税はもとより国民健康保険料や介護保険料、その他の使用料及び手数料の徴収率の向上を図るため、担当職員の育成等滞納整理業務の強化を図ります。

イ 市有財産の活用

市有財産については、公共事業での活用の可否について十分に検討を加えた上で、不要な財産は積極的に売却や貸付を行います。

また、公の施設などの多くの市民が利用する市有財産については、利用者の状況等に鑑み、積極的に貸し付けを行っていくことで財源確保に努めます。加えて、自主財源の確保を図るため、市所有の施設や市主催のイベントの命名権（ネーミングライツ契約）の導入、有料広告掲載事業の拡充等、あらゆる歳入確保策を検討します。

ウ 受益者負担の適正化

行政サービスを提供するにあたっては、その運営・維持管理経費といったコストが必要であり、主に市民の方々が納める税金で賄っています。受益と負担の公平性の観点から、行政が負担すべき範囲と受益者負担のあり方について、他の地方公共団体や民間の類似サービスを参考にしながら適正化を図ります。

(3) その他財政健全化の取り組み

ア 病院事業会計の健全化

茅ヶ崎市立病院は、急性期を担う地域の基幹病院として、高度で専門的な医療を提供してきましたが、近年は厳しい経営環境にさらされており、令和元年9月に「茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ」（以下「ロードマップ」といいます。）を取りまとめ、集中的に経営改善に取り組んでいます。

市立病院は、地方公営企業法一部適用の事業として、独立採算性の原則に基づき企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されていますが、周産期医

療や救急医療などの不採算部門については、一般会計より負担金を支出しています。

ロードマップでは、一般会計の負担金について、補填的な財政支援を含め一定の方向性を定めていますが、市全体の財政健全化に向けた緊急対策が必要となっていることから、着実にロードマップに掲げる取り組みを遂行し、早期に自律的な経営を確立できるよう中期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメント向上等に取り組めます。

イ 広域連携の推進

これまで本市は、パスポートセンター業務やごみ処理、斎場運営などにおいて、近隣自治体との連携により効果的・効率的に事業を執行してきました。今後も消防事務の寒川町との広域連携が開始されますが、人口減少・少子高齢化の下、行財政の効率化と基盤の強化を図るため、さらなる近隣自治体等との連携・共同処理を検討するとともに、必要に応じて見直しを行い経費の削減と事務の効率化を積極的に取り組みます。

ウ 証拠にもとづく政策立案の推進

財政健全化対策に特効薬はなく、これまで実施してきた事務事業の効果や効率を丹念に検証し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう不断の見直しを行っていくほかありません。しかしながら、この検証と見直しを過去の経験や他自治体の事例を参考に楽観的かつ安易に行っている、的確な政策判断を行うことはできません。裏付けとなるようなデータ等を丁寧に分析し、「証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）」を推進します。

7 推進体制

財政健全化緊急対策を着実に推進するため、今後アクションプランを作成し、項番6に掲げた取り組みの具体的な対象や取り組み方針、工程を示していきます。加えて、アクションプランの進捗を的確に管理し、強力に財政健全化を推進するために、次の推進体制を構築し、取り組みの進捗状況の確認を行います。

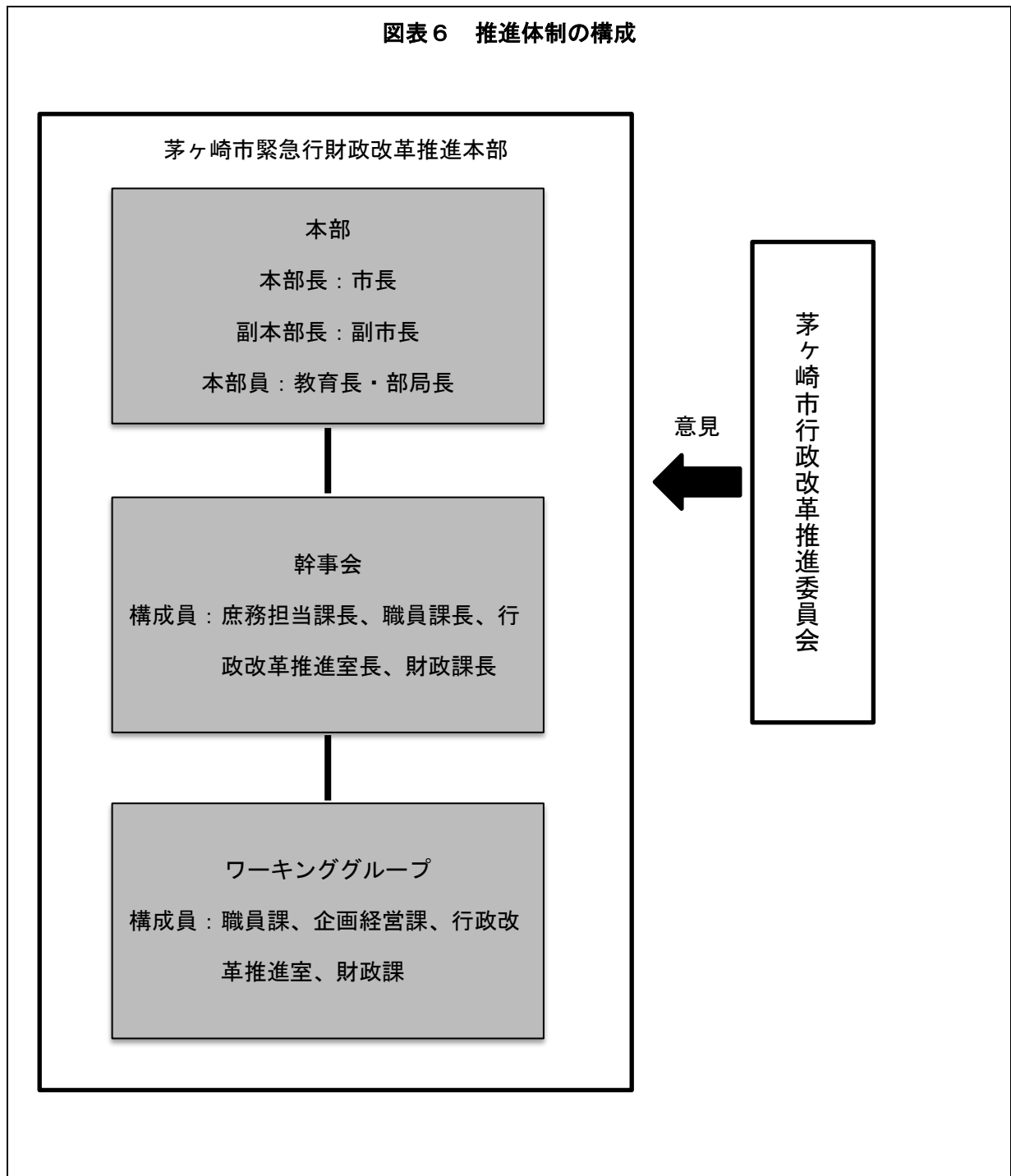
(1) 内部推進体制

既存の茅ヶ崎市行政改革推進本部を改組し、市長を本部長とする「茅ヶ崎市緊急行財政改革推進本部」を組織します。

(2) 外部機関

第三者機関による意見も重要です。そのため、外部の意見聴取の場として、既存の茅ヶ崎市行政改革推進委員会を活用し、意見聴取を行います。

図表 6 推進体制の構成



「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（素案）」についてのパブリックコメント 実施結果

ご協力ありがとうございました。

1 募集期間 令和2年1月22日（水）～ 令和2年2月21日（金）

2 意見の件数 93件

3 意見提出者数 24人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	2人	2人	0人	8人	9人	3人

5 内容別の意見件数

	項目	件数		項目	件数
1	趣旨に関する意見	6	8	具体的な取り組み「その他財政健全化の取り組み」に関する意見	7
2	茅ヶ崎市の財政状況に関する意見	5	9	推進体制に関する意見	2
3	令和3年度から令和12年度までの長期財政見通しに関する意見	1	10	別紙1 補助金一覧（令和元年度予算）に関する意見	2
4	対策目標「財政健全化緊急対策によって目指す姿」に関する意見	1	11	パブリックコメント手続きの実施方法に関する意見	2
5	財政健全化基本方針に関する意見	4	12	その他の意見	6
6	具体的な取り組み「歳出削減策」に関する意見	50		合計	93
7	具体的な取り組み「歳入確保策」に関する意見	7			

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 財務部 財政課 財政担当
連絡 0467-82-1111 （内線 2592）
e-mail zaisei@city.chigasaki.kanagawa.jp

◆修正部分の対照表

茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（素案）（1ページ）

修正後	修正前
1 趣旨 略 <u>こうした対策を進めることで、茅ヶ崎市自治基本条例第19条に定める計画的な財政運営を将来にわたって実現し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会を確立します。</u> <u>○茅ヶ崎市自治基本条例</u> <u>（財政運営等）</u> <u>第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。</u> <u>2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。</u> <u>3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。</u>	1 趣旨 略

修正後	修正前
6 具体的な取り組み (1) 歳出削減策 (略) ア 総人件費の削減 これまで本市では、職員の働き方の見直しを実施し、既存の業務の平準化や標準化を行い、時間外勤務の削減等の一定の効果を上げてきました。しかしながら、今後、これまで以上に人件費の削減を進めるためには、膨大な労力をかけている内部管理事務や市民向けの行政サービスの提供体制など様々な業務の必要性や水準をゼロベースで見定めることで、業務量の<u>ダウンサイジング（縮小）</u>を行い、職員定数を削減していく必要があります。 また、職員定数の削減を進めるにあたっては、今後、生産年齢人口が減少し、人手不足が顕著となり本市の採用計画にも少なからずの影響を与えることが予想されることを踏まえ、内部管理事務の見直しはもとより、専門職の流動的な配置や、職制の見直し、先進的な<u>ICT（情報通信技術）</u>の活用などあらゆる手段を用いて、適時適切な人員配置に努めていきます。 (略) イ～オ 略 カ 内部管理事務や行政サービス提供体制の見直し時代の変遷とともに増加し、膨大な労力を要している内部管理事務の徹底的な見直しを行います。また、窓口業務などの行政サービスの提供体制について、市民ニーズを丁寧に見定めた上で、その体制の見直しを検討するほか、<u>ICT（情報通信技術）</u>の活用などによる業務プロセスの簡素化を行い、業務量の削減に努めます。 (略)	6 具体的な取り組み (1) 歳出削減策 (略) ア 総人件費の削減 これまで本市では、職員の働き方の見直しを実施し、既存の業務の平準化や標準化を行い、時間外勤務の削減等の一定の効果を上げてきました。しかしながら、今後、これまで以上に人件費の削減を進めるためには、膨大な労力をかけている内部管理事務や市民向けの行政サービスの提供体制など様々な業務の必要性や水準をゼロベースで見定めることで、業務量の<u>ダウンサイジング</u>を行い、職員定数を削減していく必要があります。 また、職員定数の削減を進めるにあたっては、今後、生産年齢人口が減少し、人手不足が顕著となり本市の採用計画にも少なからずの影響を与えることが予想されることを踏まえ、内部管理事務の見直しはもとより、専門職の流動的な配置や、職制の見直し、先進的な<u>I C T技術</u>の活用などあらゆる手段を用いて、適時適切な人員配置に努めていきます。 (略) イ～オ 略 カ 内部管理事務や行政サービス提供体制の見直し時代の変遷とともに増加し、膨大な労力を要している内部管理事務の徹底的な見直しを行います。また、窓口業務などの行政サービスの提供体制について、市民ニーズを丁寧に見定めた上で、その体制の見直しを検討するほか、<u>I C T</u>の活用などによる業務プロセスの簡素化を行い、業務量の削減に努めます。 (略)

◆修正部分の対照表

茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（素案）（12ページ）

修正後	修正前
6 具体的な取り組み (1)～(2) 略 (3) その他財政健全化の取り組み ア～イ 略 ウ 証拠にもとづく政策立案の推進 財政健全化対策に特効薬はなく、これまで実施してきた事務事業の効果や効率を丹念に検証し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう不断の見直しを行っていくほかありません。しかしながら、この検証と見直しを過去の経験や他自治体の事例を参考に楽観的かつ安易に行っている、的確な政策判断を行うことはできません。裏付けとなるようなデータ等を丁寧に分析し、<u>「証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence Based Policy Making）」を推進します。</u>	6 具体的な取り組み (1)～(2) 略 (3) その他財政健全化の取り組み ア～イ 略 ウ 証拠にもとづく政策立案の推進 財政健全化対策に特効薬はなく、これまで実施してきた事務事業の効果や効率を丹念に検証し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう不断の見直しを行っていくほかありません。しかしながら、この検証と見直しを過去の経験や他自治体の事例を参考に楽観的かつ安易に行っている、的確な政策判断を行うことはできません。裏付けとなるようなデータ等を丁寧に分析し、<u>エビデンス（証拠）に基づく政策立案を推進します。</u>

茅ヶ崎市財政健全化緊急対策
令和 2(2020)年 3 月発行

発行 茅ヶ崎市 財務部財政課
〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電 話 0467-82-1111(代表)
FAX 0467-87-8118
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>



携帯サイト
QR コード